

政令第二百六十二号

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「平成十九年八月三十一日」を「平成二十年八月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、平成十九年九月一日から施行する。